国立研究開発法人物質・材料研究機構
千現地区高圧ガス（冷凍）製造施設危害予防規程

平成１３年６月１４日
１３規程第５３号

第１章　総　　則

（目的及び適用範囲）

第１条　この規程は、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第２６条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）千現地区に設置する冷凍のための高圧ガス製造設備（以下「製造設備」という。）の保守並びに運転管理の細目について規定するものであって、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程に用いる用語は、法、冷凍保安規則（昭和４１年５月２５日通商産業省令第５１号。以下「冷凍則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）関係法令
法、冷凍則、容器保安規則（昭和４１年５月２５日通商産業省令第５０号）、一般高圧ガス保安規則（昭和４１年５月２５日通商産業省令第５３号）及びこれらに基づく告示、通達等

（２）規程類
機構が制定した規程、規則、基準等及び製造施設の保安管理のため、この規程に基づき定める規則、基準等の規程

（３）協力会社
高圧ガスの製造、製造施設の工事、荷役等に関連する作業を行う外注業者

第２章　保安管理体制

（理事長）

第３条　理事長は、機構における冷凍のための高圧ガス製造施設の保全に関する全般の業務を統括管理する。

（冷凍保安管理者及び冷凍作業責任者）

第４条　理事長は、製造設備を所管する部署の長をもって冷凍保安管理者（以下「保安管理者」という。）に任命し、第６条第１項に規定する職務を行わせるものとする。

２　理事長は、高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、冷凍作業責任者（以下「作業責任者」という。）を選任し、第６条第２項に規定する職務を行わせるものとする。

３　理事長は、製造設備を所管する室の長をもって冷凍保安管理者代理者に任命する。

４　冷凍保安管理者代理者が保安管理者の職務を代行する場合は、関係法令及びこの規程の中では保安管理者とみなす。

５　理事長は、製造設備を運転管理する千現地区施設維持第１係長を施設設備責任者に任命する。

（安全衛生委員会）

第５条　理事長は、必要と認める場合、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に製造設備の保安管理に関する事項を審議させるものとする。

（保安管理者及び作業責任者の職務）

第６条　保安管理者は、理事長を補佐し、製造設備の保安に関する業務を統括管理する。

２　作業責任者は、製造設備の保安に関し、保安管理者を補佐し、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）製造設備の位置、構造及び設備の技術上の基準並びに製造方法が保安規則等で定められた技術上の基準に適合するように監督する。

（２）製造設備の安全な運転及び操作に関して、作業従事者を教育訓練し、監督する。

（３）保安設備、測定機器などを正常に維持し、管理する。

（４）巡視点検を冷凍則等に基づいて行わせ、その記録等から必要な措置を実施する。

（５）保安管理者の実施する定期自主検査を補佐し、必要な対策を講じる。

（６）協力会社に対し保安に関し必要な指導を行う。

（７）製造設備が異常な状態になったとき、適切な措置を実施する。

（８）保安教育計画の作成に関し、助言を行い、実施計画を作成する。

（作業従事者）

第７条　製造設備において、冷凍のための高圧ガス製造、取扱い及び施設の工事等に関連する作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、関係法令及びこの規程を遵守するとともに作業責任者の指示に従わなければならない。

（保安管理組織）

第８条　保安管理組織は別表のとおりとする。

第３章　施設に関する保安管理

（施設の変更等）

第９条　保安管理者は、施設の変更、その他保守管理に関わる重要な事項については、理事長の承認を得て行うものとする。

（施設の技術基準）

第１０条　作業責任者は、製造設備が、法第８条第１号により、冷凍則第６条及び第８条に定める製造設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するように管理しなければならない。

（規程類の作成及び実施）

第１１条　作業責任者は、施設の保安管理のために次の各号に掲げる事項について必要な規程類を、保安管理者の承認を得て作成するとともに、常にこれを整備し、関係者に周知させ、実施させなければならない。

（１）施設保安管理全般に関する事項

（２）保安設備の保守管理
（３）機器の保守管理
（４）自主検査
（５）巡視点検
（６）その他施設の保安管理に関し必要な事項

（施設の保安管理記録）
第１２条　作業責任者は、施設の履歴及び保安管理に関する資料を整備するとともに、必要な事項を記録し、これらを保存するものとする。

（安全装置の整備）
第１３条　作業責任者は、安全弁、インターロック等の安全装置について、法第１２条第２号の基準に従って整備し、安全装置が常時正しく作動するように保持しなければならない。

（巡視点検）
第１４条　作業責任者は、製造設備について定期的並びに必要な場合に巡視点検を行い、異常の有無を確認しなければならない。
２　作業責任者は、異常を認めた場合、その状況、異常のあった年月日及びそれに対してとった措置を記録し、保安管理者に報告しなければならない。
３　保安管理者は、巡視点検の結果を確認し、必要な措置をとるとともに、保安上重要であると判断した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。

（定期自主検査）
第１５条　保安管理者は、１年に１回以上定期自主検査を実施しなければならない。
２　保安管理者は、定期自主検査について立案・計画・実施し、その結果を直ちに理事長に報告するとともに、保安管理上の必要が生じた場合は速やかに改善等の措置を講じなければならない。
３　保安管理者は、前項に基づいて改善等の措置を講じた場合、その結果を速やかに理事長に報告しなければならない。
４　定期自主検査の記録は、理事長の検印を受け、１０年間保存するものとする。

第１６条　前条各項に関し、理事長は、安全衛生委員会に定期自主検査を確実に行うために必要な事項について審議させ、必要と認める場合、保安管理者に再度検査する等の適切な措置を講じさせるものとする。

（作業の保安管理）
第１７条　保安管理者及び作業責任者は、修理または検査など（以下「修理等」という。）の作業を実施する場合、作業の安全を確保するために次の各号に掲げるような措置を講じなければならない。
（１）修理等を行うときは、予め作業計画をたて、関係者と協議のうえ実施する。
（２）冷媒設備の修理等の工事を行うときは、工事全般の作業に関する工事責任者を定め、監督させるものとする。
（３）作業が安全に行われるように関係者に必要な保安教育を行うとともに、作業に関する情報を周知徹底させる。
（４）作業責任者は、修理等の工事を着工する前に、必要に応じ冷媒ガスの置

換、その他必要な保安措置を確認し、また、修理等の工事の完了及び運転開始に際しても必要な保安措置を確認しなければならない。

第４章　製造の方法及び保安管理

（製造の方法の基準）

第１８条　作業責任者は、製造設備における高圧ガスの製造が、法第８条第２号により、冷凍則第６条及び第９条に適合するように監督しなければならない。

（運転管理）

第１９条　作業責任者は、冷媒設備の運転を管理し、作業従事者の行う運転及び操作を監督しなければならない。

２　運転及び操作は必要な技能、経験を有する者が行い、未経験者が行うときは熟練者の直接の監督指導があるときに限るものとする。

（運転操作等）

第２０条　作業責任者は、運転操作等のために次の各号に揚げる規程類を作成するとともに、必要に応じ改訂整備し、運転関係者に周知させなければならない。

（１）運転技術基準

施設に関する全般的な技術資料を含む。

（２）運転操作基準

イ　正常な場合の運転操作基準

ロ　特別運転操作基準

全部または一部の始動及び停止、停電、試運転、通常行わない作業並びに特別危険な作業等に関する運転操作基準

ハ　運転限界

冷媒ガスの純度低下、過負荷、低負荷、地震等に際しての運転限界

（３）運転巡視点検基準

２　作業責任者は、製造設備を運転する場合、１日１回以上の施設の巡視点検により保安の確認を行うものとする。

３　製造設備の運転において異常を認めた場合、作業責任者及び保安管理者は、第１４条第２項及び第３項に従って措置するものとする。

（高圧ガスの製造に係わる点検）

第２１条　高圧ガスの製造を行う場合は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に施設の異常の有無を点検するほか、製造設備の態様に応じ、頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行わなければならない。

２　前項の高圧ガスの製造に係わる点検は、前条第１項３号の運転巡視点検基準に基づいて行い、その結果を記録する。

（運転日誌等）

第２２条　作業責任者は、前条に係わる事項及びその他保安上必要な事項を記録するため、運転日誌等を備え、常にその記録を確認しなければならない。

２　作業責任者は、運転日誌等について定期的に保安管理者の閲読・検印を受け、保存する。

（夜間または休日の運転の開始及び停止）

第２３条　夜間または休日における運転の開始及び停止は、原則として平日の保安管理体制と同様な体制を確保して実施するものとする。

第５章　異常状態に対する措置

（規程類の作成）

第２４条　作業責任者は、異常状態に対応するため、次の各号に掲げる内容を含む規程類を作成し、保安管理者の承認を得るものとし、常にそれを整備する。

（１）異常状態の程度に対応する措置基準

（２）施設内外関係者への通報連絡体制

（３）防災活動

（不調、故障に対する措置）

第２５条　運転の不調、故障に対する措置は第３０条第１項の規定に従って、作業従事者を教育訓練し、適切に実施する。

２　作業責任者は、不調、故障の原因を調査し、対策を検討する。

（事故、災害に対する措置）

第２６条　事故、災害に対する措置は、第３０条第１項の規定に従って、作業従事者を教育訓練し、適切に実施する。

（人身事故に対する措置）

第２７条　人身事故に対する措置は、第２４条第１項第２号の通報連絡体制に基づき適切に実施する。

（記録）

第２８条　作業責任者は、異常状態について、その状況・時期・措置・対策などを記録するものとする。

２　事故、災害の記録は、保安管理者及び理事長の検印を受け、１０年間保存するものとする。

３　異常状態の記録は、その結果を検討し、保安技術の向上に役立てるものとする。

（協力会社との関連）

第２９条　作業責任者は、保安管理者の承認を得て、異常時における協力会社への通報連絡及び共同防災に関し必要な事項を定め、関係者を教育訓練する。

第６章　保安教育及び規程類の周知等

（保安教育の計画及び実施）

第３０条　保安管理者は、別に定める保安教育計画に基づき、作業従事者に対し、次の各号に揚げる内容を含む保安に関する教育訓練を実施する。

（１）保安意識の高揚

（２）必要な規程類の周知徹底

（３）保安技術の向上

（４）異常状態に対する措置

２　前項の教育訓練は、施設の変更及び製造の方法を変更したときにも実施する。

３　前２項の教育訓練の結果は記録し、以後の教育に役立てるものとする。

（危害予防規程等の周知及び活用）
第３１条　この規程及び規程類等は、関係する職員及び協力会社の従事者に周知徹底させるものとする。
２　規程類はその対象者に周知活用させるものとする。

（事故、災害対策訓練）
第３２条　理事長は、事故・災害の発生に備え、防災訓練を定期的に計画実施する。

（危害予防規程等に違反した者に対する措置）
第３３条　理事長は、この規程及び規程類に違反した者があった場合は、保安管理者に再教育を実施させるなど、実態に応じた処置をとり、再び違反の起こらないような措置を講じなければならない。

第７章　大規模な地震に係る防災及び減災対策

（地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立）
第３４条　つくば市周辺で発生が予想される主な大規模地震に関する情報の収集、地震発生時における職員等の行動、緊急時の防災体制の確立については、国立研究開発法人物質・材料研究機構防災業務計画（平成２７年６月３０日　２７規程第１０８号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構千現地区防火・防災計画（平成２５年７月３０日　２５規程第２９号。以下「防火・防災計画」という。）に基づいて行うものとする。

（緊急措置訓練、避難訓練等の実施）
第３５条　機構は、千現地区において、地震発生時における情報周知訓練、製造設備の緊急停止措置訓練、避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練を行う。また、関係事業所、行政機関（警察、消防）、近隣住民等との連携を想定した防災訓練、避難訓練を行う。

（千現地区内避難所での食料・必需品の確保確認）
第３６条　機構は、千現地区敷地内に避難場所を設けた場合の食料や必需品の確保状況等の確認を行い、消費期限等に伴い食料等を更新する。

（地震に対する事前及び事後対策の実施）
第３７条　千現地区における地震に対する事前及び事後対策については、防火・防災計画に基づいて行うものとする。

（その他必要な教育訓練等の実施）
第３８条　機構は、第３５条に定める訓練の他、千現地区において、次のような訓練を実施する。
（１）被災状況の関係行政機関（警察、消防、自治体）への通報訓練
（２）被災状況の近隣住民への情報周知訓練
（３）地震の終息後における製造施設の被害状況確認訓練
（４）保安に係る設備等に関する作業及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置に関する訓練

第８章　協力会社の保安管理

（作業の管理）
第３９条　保安管理者は、協力会社の行う作業の範囲及び保安上の責任範囲は契約書などにより具体的に定めるものとする。
２　作業責任者は、規程類のうち協力会社に必要なものを抜粋して与え、周知させるとともに、協力会社の作業基準の作成を指導し、それを遵守させるものとする。

（保安教育）
第４０条　協力会社の従業者には、別に定める保安教育計画に基づいて教育訓練を実施する。
２　保安管理者及び作業責任者は、協力会社が行う教育訓練を指導、監督し保安を確保する。

第９章　記録の整備、保管

（記録の整備）
第４１条　高圧ガス製造承認申請及び変更申請関係書類、並びにこの規程で定める事項についての記録は常に整備し、日常の保安管理に活用するものとする。

（記録の保存）
第４２条　製造設備の保安管理及び保安教育に関する記録の保存期間は、この規程の各章において特に規定するものを除き、５年以上とする。但し、県知事の承認に係わるものについては、製造設備の存続する限り保存するものとする。

第１０章　雑　　則

（規程の改正等）
第４３条　この規程の改正は、保安管理者が関係者と協議のうえ原案を作成し、機構内安全衛生委員会等の関係会議の議を経て理事長が行い、県知事に届出るものとする。
２　この規程に定めるもののほか、高圧ガスの製造及び取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。
３　経過の記録
この規程の制定及び変更の経過を記録する。

制定・変更年月日	届出番号	届出年月日	内　　容
平成 13 年 6 月 14 日		平成 13 年 7 月 17 日	制定
平成 26 年 9 月 16 日		平成 26 年 9 月 18 日	改正
平成 28 年 3 月 29 日		平成 28 年 4 月 11 日	改正
令和 2 年 8 月 25 日		令和 2 年 8 月 31 日	改正

附　則
この規程は、平成１３年６月１４日から施行し、平成１３年４月１日から適用する。
附　則（平成２６年９月１６日　２６規程第３０号）
この規程は、平成２６年９月１６日から施行する。
附　則（平成２７年３月２４日　２７規程第８２号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月２９日　２８規程第２８号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（令和２年８月２５日　２０２０規程第４９号）
この規程は、令和２年８月２５日から施行する。
附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第６１号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月１１日　２０２５規程第５５号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。